日本ハンドボール協会公認Ｊ級指導員規程

第１条 設置目的

我が国におけるハンドボールの普及、振興のため、特に１５歳以下の青少年を対象として、ハンドボールの楽しさと技術を教え、かつ、スポーツ文化としてのハンドボールを次世代へ伝えることを目的として、これまでの、文部科学省、日本体育協会公認のコーチ、スポーツ指導員等の他に、新たに（公財）日本ハンドボール協会公認Ｊ級指導員を設置する。

第２条 責務

① （公財）日本ハンドボール協会公認指導員としてハンドボールの普及・振興を第一の責務と自覚し、誠意と熱意を持って行動しなければならない。

② ハンドボールの持つ特性を十分活用して、１５才までの青少年の身体的、精神的な発達特性を理解し、一人一人の持つ能力を十分に引き出す指導力を保持するため、常に研修に努めなければならない。

③ （公財）日本ハンドボール協会公認Ｊ級指導員証を常に携帯し、その活動を記録し、求めに応じて提示できるようにしなければならない。

第３条 資格の認定

（公財）日本ハンドボール協会公認Ｊ級指導員の資格は、各都道府県ハンドボール協会の推薦を受け、下記の項目を満たす者に（公財）日本ハンドボール協会が与える。

① 高等学校以上でのハンドボールチームに２年以上所属し、活動した経験を持つ者、または、１５歳以下の少年を対象としたハンドボールの指導経験を１年以上 持つ者で、ハンドボールの指導普及に熱意のある者。

② 別に示す（公財）日本ハンドボール協会公認Ｊ級指導員の資格認定講習を受講した者。

③ ハンドボールの技術、指導力の向上のため研修と研鑽に努め、少なくても２年に１度は（公財）日本ハンドボール協会の指定する講習会等に参加できる者。

◆ 他スポーツ団体の公認資格を有する者は、各都道府県ハンドボール協会が①、③の項目を満たす者と判断し、推薦することにより、資格が与えられる場合がある。
（他スポーツ団体の公認資格とは、当面 スポーツ少年団指導員資格を指す）

第４条 資格の登録

上記「資格の認定」を満たす者の所属する各都道府県ハンドボール協会は、各年度毎に新たに公認Ｊ級指導員の資格を取得した者をとりまとめ（公財）日本ハンドボール協会へ登録をしなければならない。また、既公認Ｊ級指導員資格取得者の活動状況についても報告をしなければならない。

登録をした者に対しては（公財）日本ハンドボール協会公認Ｊ級指導員証を交付する。

また 資格の更新は、資格取得後２年を経過した時点で所属する都道府県協会を経て日本協会に申請しなければならない。

平成 14 年 2 月 20 日

日本ハンドボール協会公認Ｊ級指導員認定講習内容

・ 本認定講習の実施は、（公財）日本ハンドボール協会が示す「（公財）日本ハンドボール協会Ｊ級公認指導員資格認定講習内容（ガイドライン）」に沿って各都道府県ハンドボール協会が単独または、複数の都道府県協会が合同で行うものとする。
・ 本認定講習は、全体を６時間完了とするが、この時間を超えて実施することは何ら支障はない。
また、実施期間は長くとも１ヶ月を越えて行うことは、認められない。

（公財）日本ハンドボール協会公認　Ｊ級指導員資格認定講習内容（ガイドライン）

内　　容	時　間
1　子供理解 ①　７才～１５才までの身体的、精神的発育に関する理解 ・筋肉、運動神経の発達、心肺機能の発達等について ・自己認識、集団意識の発達等について ・理解力の発達について（規則・規律の理解） ②　スポーツ障害に関する理解 ・発育段階における運動障害について ・ハンドボールと運動障害について	1
2　活動の方法について（具体的な事例の提示） ①　スポーツの役割と意義（スポーツマンシップ、ルールの正しい理解） ②　スポーツ教室設立、運営の方法について ③　指導内容（プログラム）について 3　活動中発生する事故への理解と対策 ①　事故に対する責任と保証 ・過去の事例、配慮すべきこと ・スポーツ保険等について	2
4　実技 ・興味を持たせる（楽しく）基礎基本の動きの習得 ・ 理解し、自ら進んで取り組める練習法等 ・ 備考：内容には各年度の NTS の U-12 の内容も含むこと。	3